

常葉大学富士キャンパス跡地の活用に係る決議

本年3月の常葉大学富士キャンパス閉校は、本市唯一の大学の撤退であり、本市にとって大きな損失ではあるが、18歳以下人口が減少する中での経営判断として、やむを得ないものと理解したところである。その一方で、当該跡地の活用方法については、市民を初め、多くの注目が集まっている。

当市議会では、平成28年9月23日に決議を行い、当該跡地が第四次国土利用計画（富士市計画）のスポーツウェルネス交流ゾーンに位置づけられていることから、今後の活用方法の検討に当たっては本市と十分な協議を行い、ゾーニングに即した、市民の納得がいくようなものとする旨、要望したところである。

当該跡地は、交流人口の増加や本市の魅力向上に資する施設の立地が期待できる場所であることから、本市では、近接する富士総合運動公園利用者を対象にした宿泊施設や、誰もが利用できるレストランや会議室などの関連施設、さらにはスポーツアカデミーの機能を有する施設などの誘致が望ましいと考えているところである。

現在、学校法人常葉大学は建物の売却先を検討しているとのことだが、当市議会では、本市の意向を考慮した売却先の選定を強く求める。

以上、決議する。

平成30年11月28日

富 士 市 議 会